

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		施術所、歯科技工所の構造設備に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年12月20日法律217号） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年3月29日厚生省令19号） 柔道整復師法（昭和45年4月14日法律19号） 柔道整復師法施行規則（平成2年3月29日厚生省令20号） 歯科技工士法施行規則（昭和30年9月22日厚生省令23号）
条 項		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第22条 第25条 第26条 柔道整復師法第20条 柔道整復師法施行規則第18条 第19条 歯科技工士法施行規則第13条の2
所 管 課		保健衛生局保健所保健所管理課（電話：048-840-2207）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 （未設定の場合は、その理由）	法、同法施行規則及び通知に基づき、定める基準に適合する構造設備かどうか必要に応じて現況を確認後、改善が必要であれば、口頭による指導又は文書による報告書を求める。
備 考		